**開示事項及び開示・記載上の注意**

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結、財務上の特約が付された社債の発行又は財務上の特約の内容の変更等」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

また、上場会社の支配株主（その他施行規則で定める者を含む）との重要な取引等に該当する場合は、決定事実の内容ごとに通常求められる開示事項に加えて、「支配株主との取引等に関する事項」の開示が必要となります。詳細は、「【子会社等・孫会社の定義及び開示に関する取扱いについて】（６）支配株主との重要な取引等に係る適時開示実務上の取扱い」を参照してください。